

こんなに危険！～自民党の憲法改正草案

◆改定手続きが政府にとって容易に

現憲法	第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。	自民案	第100条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。
-----	-------------------------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------------------------------------------

・法案より上位の憲法が総議員の1/2で変えられるのはおかしい！（法案は出席議員の2/3）

◆国民を守る憲法から、国民を縛る憲法へ

-近代立憲主義の否定-

現憲法	第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。
-----	--------------------------------------------------------

・現憲法は近代立憲主義。憲法に従うのは国民ではなく、国家権力！

国家権力が暴走
しないよう国の権力者に
手かせ足かせをはめる
のが憲法なんだニャ



自民案	第102条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ。
-----	--------------------------------------------------------------------------

・自民改定案 第1章第1条では天皇が元首。憲法擁護義務もなし
⇒権力が天皇と国を好き放題にできる？！
⇒まるで戦前の大日本帝国憲法に逆もどり！

国民は自由に意見が
言えなくなるの？
言ったら捕まるの？

公の秩序ってなに？
これってどんな活動？
誰が判断するの？

◆デモ・集会・政府批判もできなくなる！？

-表現の自由に制約が-

現憲法	第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
-----	----------------------------------------

自民案	第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>公益および公の秩序を害すること</u> を目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆戦争への布石がいっぱい！

◇アメリカの戦争に巻き込まれる！

現憲法	第9条 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。
-----	------------------------------------------------------

自民案	第9条 2 前項の規定は、 <u>自衛権の発動</u> を妨げるものではない。
-----	-----------------------------------------

◇軍事政権への道！？

現憲法	第65条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、 <u>文民でなければならない</u> 。
-----	--------------------------------------------

自民案	第66条 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、 <u>現役の軍人であってはならない</u> 。
-----	------------------------------------------------

◇徴兵制度導入の準備！？

現憲法	第18条 何人も <u>いかなる奴隷的拘束も受けない</u> 。
-----	----------------------------------

自民案	第18条 何人も、 <u>その意に反すると否にかかわらず</u> 、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。
-----	------------------------------------------------------------

現役じゃなければ軍人でもいいの？

子どもや孫が
徴兵されちゃう？！

この前文も全
面改訂

自民党改正案草案 検索

クリック！

日本国憲法 前文

(昭和21・11・3・公布 昭和22・5・3・施行)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協利による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

99%の人のための社会を創ろう

